

(様式2)

京丹後市商工業総合振興条例（案）の概要

1 趣旨について

平成20年のリーマン・ショック以降の景気後退、最近では平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の電力問題、円高の長期化、タイでの大洪水発生等の影響により、本市経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっています。

他方、近く完成が予定される北近畿を巡る関西・中京環状高速道路網や日本海側拠点港の一つに選定された京都舞鶴港など、経済発展に必要な産業・社会インフラが飛躍的に向上する状況に備え、このことを最大限に活用するため、豊かな自然環境や環日本海の地政などの諸特色をできる限りいかすことで、21世紀時代の大きな付加価値を京丹後から創造することが必要です。

このような背景から、本市企業の経営安定・成長発展への支援、企業立地の推進など、商工業の総合的な振興ひいては多様で活力のある地域経済の発展と豊かな市民生活の実現を図るため、施策を体系的かつ効果的に実施していくための基本事項などを定めた条例を制定するものです。

2 条例の概要

■前文

■第1章 総則（第1条―第7条）

条例の目的、定義、市の責務、商工業者の役割、商工関連団体の役割、中小企業者及び大企業者の役割、市民の理解及び協力について記述しています。

■第2章 基本方針（第8条―第11条）

施策の基本方針、中小企業者の振興、便宜の供与、財政上の措置について記述しています。

■第3章 商工業の振興に関する施策（第12条―第15条）

商工業者の経営安定と再生支援、商工業者の成長支援、新規創業と新産業の創出、商工業の振興に対する助成について記述しています。

■第4章 企業立地の推進に関する施策（第16条―第19条）

企業立地の推進、市内産業の均衡発展への配慮、立地企業に対する助成、助成措置を受けた立地企業の配慮等について記述しています。

■第5章 地域資源の活用の促進（第20条・第21条）

地域資源の活用と人材の育成、商工業者と農林漁業者及び観光事業者との連携について記述しています。

■第6章 京丹後市新経済戦略推進会議（第22条―第28条）

新経済戦略推進会議の設置、所掌事務、組織等、会長及び副会長、会議、庶務などについて記述しています。

■第7章 雑則（第29条）

委任について記述しています。

■附則

3 施行期日について

平成25年10月1日から施行します。（予定）